

障害者差別解消法が改正に

# 事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。 ※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。



～できなくて困っています

**合理的配慮の提供とは？**  
 事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

## 社会的バリアを取り除くための申出

～だと助かります



～することでいかがでしょうか

### 建設的対話

障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討  
**対応の例** 筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など

～をお手伝いしましょう！



## 合理的配慮の提供

知る

### 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



調べる

### 障害者差別解消に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。



### 障害者白書 (毎年刊行)

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書



内閣府  
Cabinet Office

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付 障害者施策担当  
 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 ☎03-5253-2111（代表）

# ✿✿心のバリアフリー運動✿✿

## 心のバリアフリー認定団体募集



京丹後市では、障害のあるなしにかかわらず、お互いの人格と個性が尊重され、誰にとっても住みやすい「心やさしい」まちづくりを目指しています。

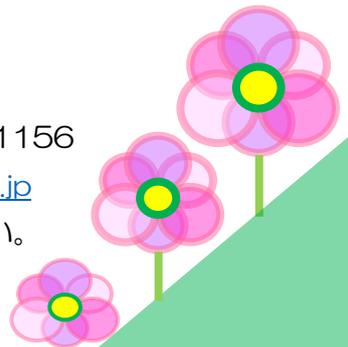
相手の状況や立場に立ってできる配慮を広げ、ほんの少しの工夫で環境が変わり、暮らしやすくなることがあります。

地域、学校、会社、商店、団体等で取組まれていること、この募集から新たに取り組まれたことなど障害のある人たちが感じている様々な不便さやバリア（社会的障壁）が解消される「工夫」や「取組み」を募集し、その取組みに対し「認定証」を交付します。

### 「心のバリアフリー認定団体」の募集申込書

団体名	
所在地 (代表の住所)	
代表者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
取組みの内容	(例) 車椅子の方が利用しやすいテーブル、スロープがあります

- 1 申込み提出先 〒627-0012  
京丹後市峰山町杉谷691番地  
京丹後市健康長寿福祉部障害者福祉課  
電話：0772-69-0320 FAX：0772-62-1156  
E-mail：[shogaishafukushi@city.kyotango.lg.jp](mailto:shogaishafukushi@city.kyotango.lg.jp)
- 2 その他の資料 取組みのわかる写真、資料があればご提出ください。



✿✿思いやりの「笑顔」が広がる京丹後市✿✿